

第 113 号議案

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
附 則	附 則		
1, 2 [略]	1, 2 [略]		
<u>(港湾幹線道路に係る使用料の特例)</u>			
<u>3 別表第1の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる施設に係る使用料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">港湾幹線道路</td> <td style="padding: 5px;">新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につ</td> </tr> </table>	港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につ	
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につ		

き	
1	午前 8 時から午後 8 時まで 1 区間 110 円
2	2 区間（連続して通 行する場合に限る。） 210 円

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

理 由

港湾幹線道路に係る使用料について、E T C システムを導入するまでの間、特例措置を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。